

平成 28 年 5 月 25 日

平成 28 年熊本地震により被災されたお客さまに対する  
ガス料金の特別対応への期間延長について

日本ガス株式会社

このたびの平成 28 年熊本地震により被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。  
平成 28 年 4 月 14 日以降の熊本地震により、熊本県 45 市町村に災害救助法が適用されました。これを受けて当社は、この地震で被災された方が、当社の供給区域内で新たにガスをご使用になる場合、ガス料金の特別措置を講じるために、4 月 28 日付けで供給約款等以外の供給条件の認可を受けております。しかし、依然としてお客さまへの相当の影響が継続している状況を考慮し、既に認可された供給条件の期間延長を九州経済産業局へ 5 月 25 日に申請し、同日認可されました。

記

1. 適用対象

平成 28 年熊本地震に関連して災害救助法が適用された地域<sup>※1</sup>において被災され、当社の供給区域外から当社の供給区域内に避難し、新たにガスの使用を開始するお客さま（お客さまからのお申し出に応じて適用させていただきます）

2. 特別措置の内容

1) 適用対象となるお客さまの早収期間経過後も早収料金を適用

平成 28 年 4 月、5 月および 6 月検針分のガス料金のお支払が早収期間経過後も早収料金を適用いたします。

2) 適用対象となるお客さまの支払い期限の延長（4 月 28 日付け認可内容から変更）

ガス料金の支払い期限を平成 28 年 4 月検針分は 3 ヶ月間、5 月検針分は 2 ヶ月間、6 月検針分は 1 ヶ月間、それぞれ延長いたします。

※1：災害救助法適用地域（平成 28 年 5 月 25 日現在）

熊本県 45 市町村

以 上